第四項に規定する保険料四分の三免除期間をいう。）、保険料半額免除期間（同法第五条第五項に規定する保険料半額免除期間をいう。）及び保険料四分の一免除期間（同法第五条第六項に規定する保険料四分の一免除期間をいう。）に限る。次号において同じ。）を合算した期間が十年以上であること。

二　小口の教育資金の貸付けのあっせんの申込み（次号において「申込み」という。）を受理した日の属する月の前々月までの二十四か月間において次に掲げる期間以外の期間がないこと。

イ　厚生年金保険の被保険者としての被保険者期間

ロ　国民年金の被保険者としての被保険者期間

ハ　国民年金の保険料全額免除期間（国民年金法第五条第三項に規定する保険料全額免除期間をいう。）

ニ　日本国内に住所を有しない者であった期間

三　申込みのあった日の属する月の前々月において国民年金法第八十九条第一項、第九十条第一項若しくは第九十条の三第一項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十九条第一項若しくは第二項又は政府管掌年金事業等の運営のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）附則第十四条第一項の規定により保険料を納付することを要しないものとされていないこと。

（業務方法書に記載すべき事項の特例）

第四条　機構が機構法附則第五条の二第一項及び第二項各号、第五条の三第一項並びに第五条の五第一項に規定する業務を行う場合には、機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、第二条の四各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

一　（略）

二　機構法附則第五条の二第二項各号に規定する債権の管理及び回収に関する事項

三～七　（略）

別記様式（裏）中「、第6号、第12号及び第13号」を「及び第6号」に、「第32条」を「第31条」に改める。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部改正）

第十二条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正前	改正後
（受給者証の再交付の申請） **第二十三条**　令第十六条の規定に基づき申請をしようとする支給決定障害者等は、第一号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。ただし、当該申請を行う支給決定障害者等が、当該支給決定障害者等に係る第二号に掲げる書類を提示した場合の申請書については、当該支給決定障害者等の個人番号（当該申請に係る障害者等が障害児である場合の申請書については、当該障害児の個人番号を含む。）を記載することを要しない。 一　（略） 二　氏名及び生年月日又は居住地（以下「個人識別事項」という。）が記載された書類であって、次に掲げるもののいずれかに該当するもの イ・ロ　（略）	（受給者証の再交付の申請） **第二十三条**　令第十六条の規定に基づき申請をしようとする支給決定障害者等は、第一号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。ただし、当該申請を行う支給決定障害者等が、当該支給決定障害者等に係る第二号に掲げる書類を提示した場合の申請書については、当該支給決定障害者等の個人番号（当該申請に係る障害者等が障害児である場合の申請書については、当該障害児の個人番号を含む。）を記載することを要しない。 一　（略） 二　氏名及び生年月日又は居住地（以下「個人識別事項」という。）が記載された書類であって、次に掲げるもののいずれかに該当するもの イ・ロ　（略）